

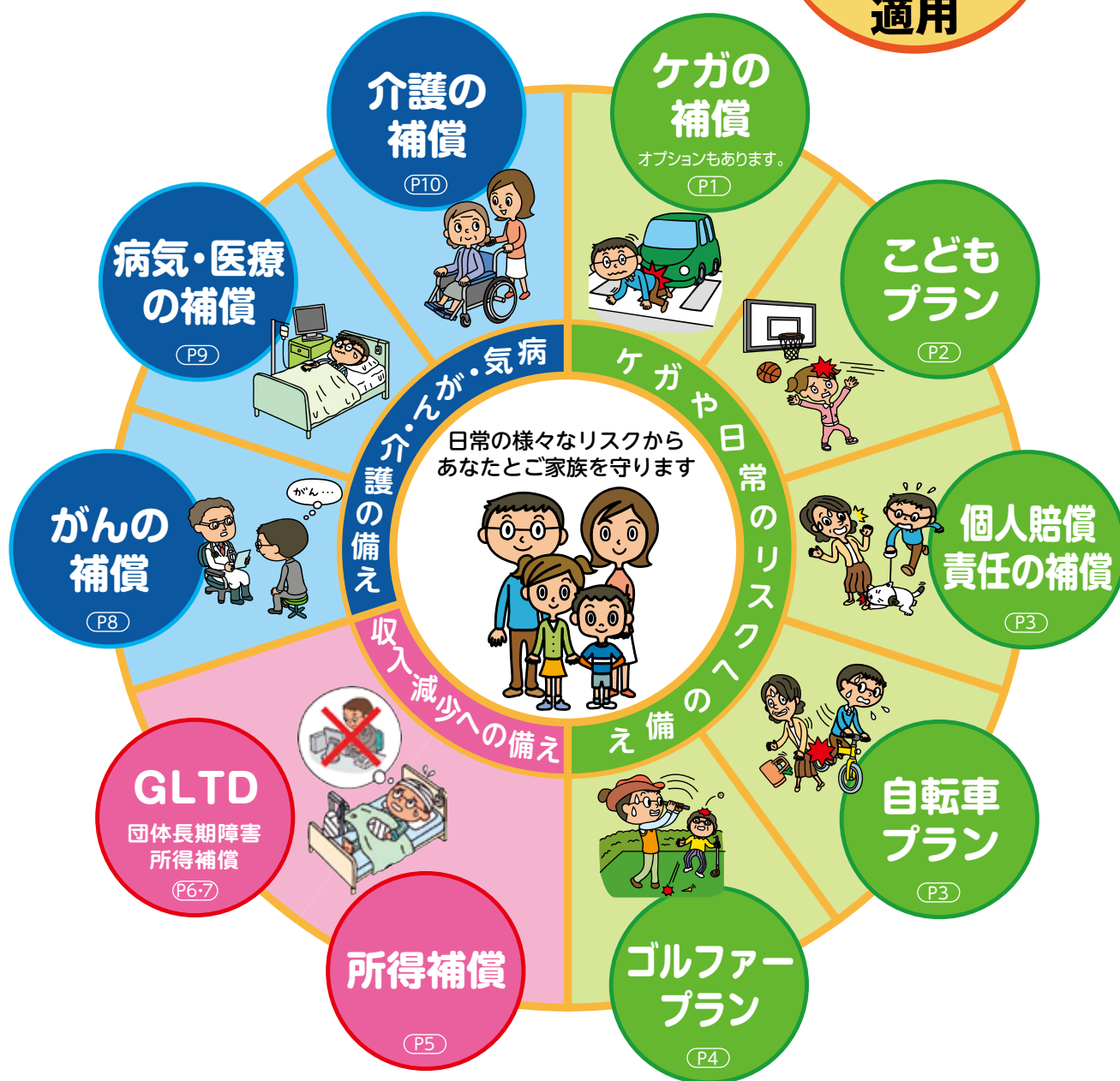
スズキグループ社員の皆様へ

団体総合生活保険

スズキ団体保険のご案内

- 1 最大28%の割引が適用！
- 2 保険料払込は給与天引き！
※保険始期月の3ヶ月後より
- 3 ご家族の皆様もご加入可能！

団体割引・
損害率による割引
最大 **28.0%** (※)
適用



(※) 団体割引20%、損害率による割引10%より、算出しています。 割引率28% = {1 - (1 - 団体割引20%) × (1 - 損害率による割引10%)}

保険期間

令和6年2月1日 午後4時から令和7年2月1日 午後4時まで

◎ご加入に際して◎「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。「サービスのご案内」「補償の概要等」「重要事項説明書」につきましては、弊社ホームページにてご確認ください。(閲覧方法はパンフレット裏面をご確認ください。)●今年度の募集パンフレット等に記載の内容にて更新される方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。●新規ご加入の方、変更を希望される方は、「団体総合生活保険 契約希望書」の必要事項をご記入のうえご提出ください。●各補償の保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、ホームページに記載の「補償の概要等」をご確認ください。 募集締切:令和5年12月29日

今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点は別紙のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

ケガの補償

みなさまの日常生活をお守りします！



A・B・S・C・Dプランのいずれかのみ、またはB・C・Dプランいずれかに加えてSプランにご加入いただけます。

【加入対象者について】

◆本人とはスズキ係グループ在職者ご本人をいいます。

本人型→本人・配偶者・子供・両親・兄弟・本人と同居の親族

家族型→本人・配偶者・子供・両親・兄弟

交通事故等限定プラン（Aプラン・Bプラン）

日本国内外を問わず、交通事故等により保険の対象となる方がケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

A

交通傷害プラン 本人型

（交通事故傷害危険のみ補償特約セット）：
5口まで加入可能

本人	死亡・後遺障害保険金額	1,200万円
	入院保険金日額*1	3,000円
	通院保険金日額	2,000円
1口当たり保険料（月払）		580円

交通乗用具にはねられたときのケガ



交通乗用具の火災でのケガ



B

ファミリー交通傷害プラン 家族型

（交通事故傷害危険のみ補償特約セット）：
6口まで加入可能

本人	死亡・後遺障害保険金額	400万円
	入院保険金日額*1	1,500円
	通院保険金日額	800円
配偶者	死亡・後遺障害保険金額	400万円
	入院保険金日額*1	1,500円
	通院保険金日額	800円
その他親族	死亡・後遺障害保険金額	400万円
	入院保険金日額*1	1,500円
	通院保険金日額	800円
1口当たり保険料（月払）		550円

ケガの基本プラン（Sプラン）

日本国内外を問わず、「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

S

普通傷害プラン 本人型

（職種級別：A*2）：1口のみ加入可能

本人	死亡・後遺障害保険金額	250万円
	入院保険金日額*1	2,500円
	通院保険金日額	1,250円
保険料（月払）		650円



家庭内でケガ



仕事中でケガ

天災危険補償特約つきプラン（Cプラン・Dプラン） ※損害率による割引は、天災危険補償特約には適用されません。

「ケガの基本プラン」に加えて、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じたケガについても補償します。

C

フルガード普通傷害プラン 本人型

（職種級別：A*2 天災危険・特定感染症補償）：
6口まで加入可能

本人	死亡・後遺障害保険金額	200万円
	入院保険金日額*1	1,500円
	通院保険金日額	1,000円
1口当たり保険料（月払）		610円

D

フルガード家族傷害プラン 家族型

（職種級別：A*2 天災危険・特定感染症補償）：
6口まで加入可能

本人	死亡・後遺障害保険金額	100万円
	入院保険金日額*1	600円
	通院保険金日額	300円
配偶者	死亡・後遺障害保険金額	60万円
	入院保険金日額*1	400円
	通院保険金日額	200円
その他親族	死亡・後遺障害保険金額	60万円
	入院保険金日額*1	300円
	通院保険金日額	150円
1口当たり保険料（月払）		590円

特定感染症補償を発病した場合
*3 *4

*3 死亡保険金・手術保険金はお支払いしません。

*4 特定感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、同条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）または同条第8項の規定に基づく指定感染症をいいます。

*1 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。

傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*2 ケガの基本プラン・天災危険補償特約つきプランの保険料は、保険の対象となる方ご本人の職種級別によって異なります。表示の保険料は職種級別A（事務従事者、学生、家事従事者等、職種級別B以外）の方を対象としたものです。職種級別B（自動車運転者、建設作業員、農林業作業員、漁業作業員、採掘・採石作業員、木・竹・草・つる製品製造作業員）の方は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

なお、家族型において、保険の対象となる方ご本人が職種級別Bに該当するときは、他の方を保険の対象となる方ご本人とすることにより、保険料が安くなる場合がありますので、詳しくは《お問い合わせ先》までご連絡ください。

オプション

お客様のニーズに合った補償を組み合わせでご加入いただけます。

財産に関する補償プラン

携行品 免責金額（自己負担額）5,000円

日本国内外を問わず、家財（身の回り品で、自宅（庭・駐車場等は含みません）外で携行しているもの）が盗難・破損等偶然な事故で損害を受けた時に補償します。免責金額（自己負担額）は、5,000円です。

住宅内生活用動産 免責金額（自己負担額）5,000円

日本国内で、自宅内の家財が火災や盗難等の偶然な事故により損害を受けた場合に補償します。免責金額（自己負担額）は、5,000円です。

賠償責任に関する補償プラン

借家人賠償責任

日本国内で、借戸室での火災、破裂・爆発、水濡れ、盗難事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。また、落雷、風災・雪災、外部からの物体の衝突等の事故により、法律上の損害賠償責任が生じないときであっても貸主との契約に基づいて借戸室を自己の費用で修理した場合にも補償します。

保険金額・保険料表 団体割引:20%、損害率による割引:10%

オプション（Cプラン向け）：G1・G2の中からいずれか1口のみ加入可能
オプション（Dプラン向け）：G3・G4の中からいずれか1口のみ加入可能
オプション（Sプラン向け）：SSタイプ 1口のみ加入可能

	タイプ名				
	G1	G2	G3	G4	SS
型	本人型		家族型*5		本人型
携行品(免責金額5,000円)	30万円				10万円
住宅内生活用動産(免責金額5,000円)	100万円				－
借家人賠償責任 *5	2,000万円	－	2,000万円	－	－
保険料(月払)	1,120円	730円	1,230円	840円	50円

*5 借家人賠償責任は「本人型のみ」となります。

こどもプラン 本人型 ※個人賠償の補償は家族型

お子様を取り巻く様々な危険からしっかりサポート！

傷害(天災危険補償特約、特定感染症補償特約セット)

学校内、通学途中はもとより、日本国内外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。

個人賠償責任

お子様はもちろんご家族が、日本国内外を問わず、日常生活の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたときや、国内で他人から借りた物や預かった物（受託品）*6を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※日本国内での事故（訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

*6 携帯電話、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません。

育英費用(天災危険補償特約セット)

扶養者のケガによる死亡・重度後遺障害により扶養されなくなった場合に、保険金（一時金）をお支払いします。（あらかじめ扶養者を指定していただきます。）

保険金額・保険料表 団体割引:20%、損害率による割引:10% ※損害率による割引は、天災危険補償特約には適用されません。

こどもプラン(職種級別:A*7): E1・E2・E3タイプの中から1口のみ加入可能

タイプ名	E1タイプ		E2タイプ		E3タイプ	
死亡・後遺障害保険金額	100万円		300万円		300万円	
入院保険金日額*8	2,500円		3,000円		4,500円	
通院保険金日額	1,500円		2,000円		3,000円	
育英費用保険金額	522万円		770万円		1,000万円	
個人賠償責任(記録情報限度額500万円)	国内1億円	国外1億円	国内1億円	国外1億円	国内1億円	国外1億円
保険料(月払)	1,220円		1,770円		2,290円	

*7 お子様継続的に職業に従事している場合は、保険料が異なる場合があります。詳しくはパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡下さい。

*8 手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

個人賠償責任の補償

家族型

日常生活で他人にケガをさせたり他人の財物を壊してしまったときの備えはできていますか？

日本国内外を問わず、日常生活での偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。



*1 携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

保険金額・保険料表

団体割引:20%、損害率による割引:10%

個人賠償責任の補償:

Aタイプ1口のみ加入可能

タイプ名	Aタイプ(家族型)	
保険金額 (免責金額(自己負担額): 0円)	国内	無制限
	国外	1億円
保険料(月払)	170円	

自転車プラン

家族型

自転車搭乗中のおケガと、第三者への賠償責任をカバー

ケガの補償

日本国内において自転車搭乗中の「急激かつ偶然な外来の事故」または、自転車に搭乗していない間の運行中の自転車との衝突または接触等の交通事故によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。

個人賠償責任

自転車の所有、使用または管理に起因して日本国内において発生した偶然な事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いいたします。

※自転車とは、ペダルまたはハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車*2およびその付属品*3をいいます。

*2 レールにより運転する車、身体障害者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を除きます。

*3 積載物を含みます。

※日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

近年の高額賠償事例

判決	賠償命令額	概要
東京地裁 07年4月11日判決	5,438万円	信号無視した男性の自転車が、青信号の横断歩道を歩行中の女性に衝突し、死亡させた。
神戸地裁 13年7月4日判決	9,521万円	夜間、帰宅途中の男子小学生(11歳)の自転車が、歩道と車道の区別のない道路を歩行中の女性と正面衝突し、女性は意識が戻らない状態となった。

【出典】(一般社団法人) 日本損害保険協会「自転車事故と保険」より

保険金額・保険料表

団体割引:20%、損害率による割引:10%

自転車プラン:F1・F2タイプの中から1口のみ加入可能

タイプ名		F1タイプ		F2タイプ	
		タイプコード	保険金額	タイプコード	保険金額
本人	死亡・後遺障害保険金額	F1	800万円	F2	1,500万円
	入院保険金日額		4,000円		8,000円
	通院保険金日額		2,000円		4,000円
配偶者	死亡・後遺障害保険金額		800万円		1,500万円
	入院保険金日額		4,000円		8,000円
	通院保険金日額		2,000円		4,000円
親族	死亡・後遺障害保険金額		800万円		1,500万円
	入院保険金日額		4,000円		8,000円
	通院保険金日額		2,000円		4,000円
個人賠償責任		F	10,000万円	F	10,000万円
保険料(月払)			390円		680円

ゴルフアープラン

本人型

楽しいゴルフの「万一の時」への備えはできていますか？

ゴルフアープランの補償内容について



『ゴルフアープラン』の補償内容4種類です。
下記のマークで各プランの補償内容をご確認下さい。

A → Aタイプ

C → Cタイプ

B → Bタイプ

▶ご自身のケガ【傷害補償】A B C（ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約セット）

日本国内外を問わず、ゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技または指導中に「急激かつ偶然な外来の事故」により保険の対象となる方がケガをされた場合に、下記保険金をお支払いします。

スイングした拍子に
転んでケガをした。



死亡・後遺障害

入院・手術

通院

▶第三者に対する賠償責任【個人賠償責任】A B C（ゴルフ賠償責任補償特約セット）

日本国内外を問わず、ご本人*4が行うゴルフの練習、競技または指導中に他人（キャディを含みます。）にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物（受託品）*5を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

ボールをぶつけて
ケガをさせてしまった。



※第三者に対する賠償責任については日本国内での事故（訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

*4 加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」として記載された方をいいます。

*5 携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

▶ゴルフ用品の損害【携行品】A B C（ゴルフ用品補償特約セット）

日本国内外を問わず、ゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、保険の対象となる方が所有するゴルフ用品に生じた次の損害について、保険金をお支払いします。

①ゴルフ用品の盗難（ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限りまます。）

②ゴルフクラブの破損、曲損

ゴルフ場でクラブを
折ってしまった。



▶ホールインワン・アルバトロス費用 A B

日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場で、ゴルフプレー中にホールインワンまたはアルバトロスを達成し、慣習として達成のお祝いの費用等を負担した場合に保険金をお支払いします。

ホールインワンを達成したため、
記念品を購入し、
同伴競技者に贈呈した。



※ホールインワンの証明として東京海上日動が求める証明書・映像等をご提出いただきます。

保険金額・保険料表

団体割引:20%、損害率による割引:10%

ゴルフアープラン:Aタイプ・Bタイプ・Cタイプの中から1口のみ加入可能

タイプ名		タイプコード	Aタイプ	タイプコード	Bタイプ	タイプコード	Cタイプ
傷害補償 (ご自身のケガ)	死亡・後遺障害保険金額	H1	1,350万円	H2	800万円	H1	1,350万円
	入院保険金日額 *6		15,000円		12,000円		15,000円
	通院保険金日額		10,000円		8,000円		10,000円
個人賠償責任保険金額		H	国内 無制限 国外1億円	H	国内 無制限 国外1億円	H	国内 無制限 国外1億円
保険金額(ゴルフ用品の補償) 携行品免責金額(自己負担額)0円		G5	30万円	G6	20万円	G7	30万円
ホールインワン・アルバトロス費用保険金額			50万円		30万円		—
保険料(月払)		640円		430円		280円	

*6 手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

所得補償

本人型

病気やケガで「働けなくなったらどうしよう…」という場合に安心です！

病気やケガで働けなくなり、その期間が**免責期間** *1（7日）を超えた場合に、**保険金をお支払い**します。*2

*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。

*2 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても、保険金をお支払いします。

保険金のお支払い方法

下記は、東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

【ご加入例】

- ・ご職業：一般事務従事者
- ・てん補期間：1年間
- ・免責期間：7日
- ・平均月間所得額：40万円
- ・保険金額：20万円

Aさん（35歳）は病気で3月25日から7月15日まで入院し、その後9月15日まで自宅で療養しました。
この場合お受け取りいただく保険金は？

《免責期間》

3月25日～3月31日（7日間）

《保険金支払対象期間（就業不能期間）》

4月1日～8月31日までの5か月間と9月1日～15日までの15日間の合計

《お支払いする保険金》

$(20万円 \times 5か月) + (20万円 \times 15日 / 30日) = \underline{110万円}$

※1か月未満の就業不能期間については1か月を30日として日割計算で保険金をお支払いします。

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
保険期間												
働けない期間		3月25日から							9月15日まで			
免責期間（7日）		3月25日から	3月31日まで									
保険金支払対象期間（就業不能期間）		4月1日から							9月15日まで			

▲ 病気・入院
▲ 退院・自宅療養
▲ 復職

補償される金額（所得補償保険金額）・保険料（1口あたり） 団体割引:20%、損害率による割引:10%

保険金額・保険料 （1口あたり）

【10口まで加入可能】
てん補期間*3:1年



タイプ名		K・SHタイプ	Kタイプ		
基本級別		1級	1級	2級	3級
所得補償保険金額（月額）		5万円			
傷害 死亡・後遺障害保険金額 【タイプコード:SH】*6		250万円	—	—	—
保険料 （1口あたり・月払）	15歳～19歳	410円	190円	230円	260円
	20歳～24歳	500円	280円	320円	380円
	25歳～29歳	540円	320円	370円	430円
	30歳～34歳	610円	390円	450円	530円
	35歳～39歳	710円	490円	560円	660円
	40歳～44歳	830円	610円	700円	820円
	45歳～49歳	950円	730円	840円	980円
	50歳～54歳	1,060円	840円	970円	1,140円
	55歳～59歳	1,120円	900円	1,040円	1,210円
	60歳～64歳	1,170円	950円	1,090円	1,280円

※保険金額は、平均月間所得額*4の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。

※保険料は保険の対象となる方ご本人のお仕事の内容や年齢（団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。）によって異なります。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢が満15歳以上の方に限ります。

上記保険料は、職種別Aで基本級別1級（一般事務従事者、営業職等）、基本級別2級（研究員（危険物取扱を除く）等）、基本級別3級（自動車組立工、金属加工作業者等）の方を対象としたものです。それ以外の方は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

*3 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。

*4 直前12か月における保険の対象となる方ご本人の所得*5の平均月額をいいます。

*5 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与・所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

*6 日本国内外を問わず、「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガで死亡したり後遺障害が生じた場合に、保険金をお支払いします。

団体長期障害所得補償 (GLTD) 本人型

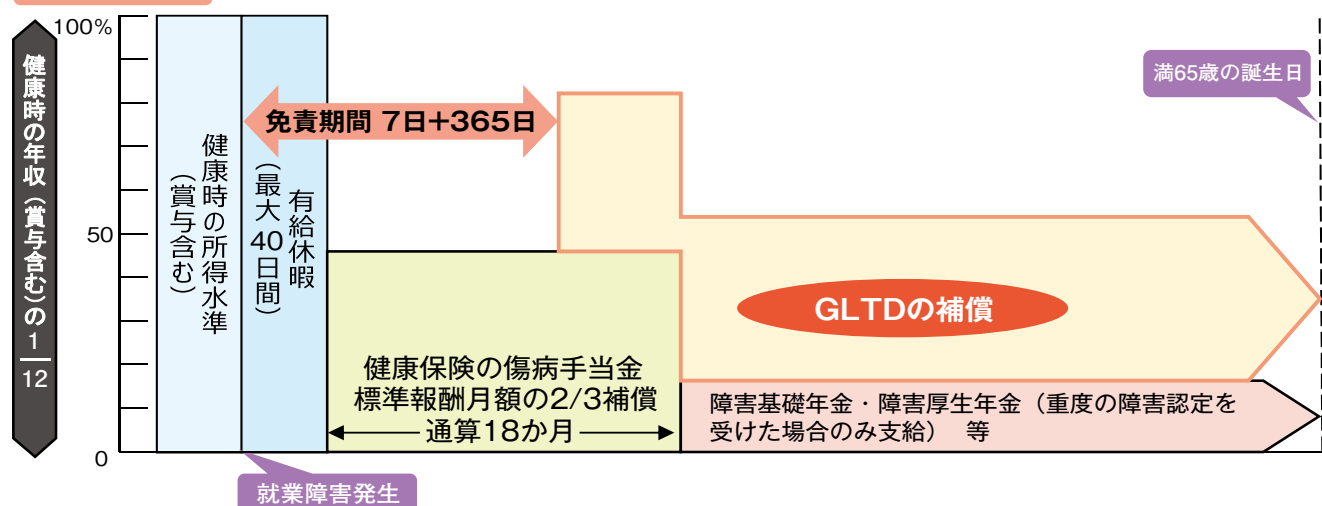
病気やケガで長期間働けなくなるリスクに備えることができます！

<免責372日プラン> 所得補償とのセット加入がオススメです！

病気やケガで働けなくなり、その期間が**免責期間*7 (372 日)**を超えた場合に、最長満 65 歳の誕生日まで長期間にわたり保険金をお支払いします。

(ただし、保険金をお支払いする 1 事故あたりの限度期間は、60 歳以上の場合は 3 年となります。) *7 保険金をお支払いしない期間をいいます。

補償のイメージ



※本図は補償のイメージをわかりやすく説明するために簡略化したものです。

※支払基礎所得額（月額）が平均月間所得額（ボーナスを含む年収の1/12）の範囲内となるように、加入口数を設定してください。

追加補償

さらに**メンタルヘルス不調等の精神障害*8、天災危険、妊娠に伴う身体障害（T2タイプのみ）も補償します！**

*8 ただし、アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害は補償の対象となりません。また、保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は2年となります。

補償される金額（支払基礎所得額）・保険料（1口あたり） 団体割引:20%

【10口まで加入可能】

・てん補期間*9:65歳の誕生日まで
(60歳~64歳は3年間)

型		本人型	
性別		男性	女性
タイプ名		T1タイプ	T2タイプ
認知症・メンタル疾患補償特約(てん補期間*9:2年)		セットあり	セットあり
天災危険補償特約		セットあり	セットあり
妊娠に伴う身体障害補償特約			セットあり
支払基礎所得額(月額)		5万円	5万円
保険料(1口あたり・月払)	15歳~24歳	440円	310円
	25歳~29歳	450円	410円
	30歳~34歳	490円	530円
	35歳~39歳	590円	750円
	40歳~44歳	860円	1,160円
	45歳~49歳	1,230円	1,620円
	50歳~54歳	1,710円	2,080円
	55歳~59歳	1,870円	2,000円
	60歳~64歳	1,790円	1,670円

※支払基礎所得額は、平均月間所得額*10の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。

※保険料は保険の対象となる方ご本人の年齢（団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。）や性別によって異なります。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢が満15歳以上満64歳以下の方に限ります。

*9 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。

*10 直前12か月における保険の対象となる方(被保険者)ご本人の所得*11の平均月額をいいます。

*11 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

団体長期障害所得補償 (GLTD)

本人型

病気やケガで長期間働けなくなるリスクに備えることができます！

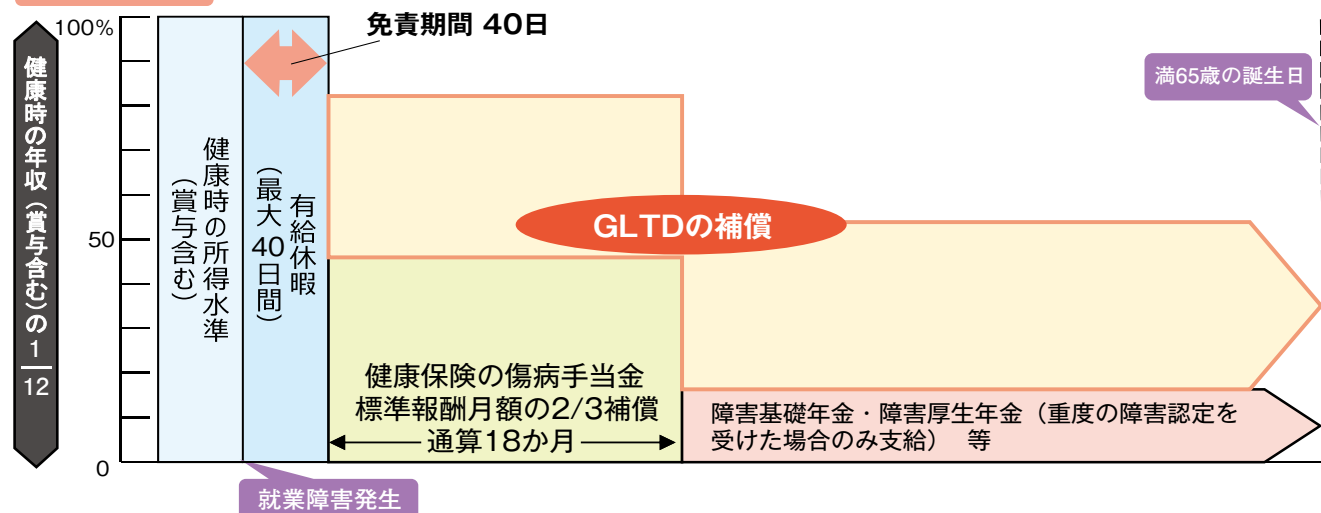
<免責40日プラン>

*<免責372日プラン>より早く、補償がスタートします。

病気やケガで働けなくなり、その期間が**免責期間*1（40日）**を超えた場合に、最長満65歳の誕生日まで長期間にわたり保険金をお支払いします。

（ただし、保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は、60歳以上の場合は3年となります。） *1 保険金をお支払いしない期間をいいます。

補償のイメージ



※本図は補償のイメージをわかりやすく説明するために簡略化したものです。

※支払基礎所得額（月額）が平均月間所得額（ボーナスを含む年収の1/12）の範囲内となるように、加入口数を設定してください。

追加補償

さらに**メンタルヘルス不調等の精神障害*2、天災危険、妊娠に伴う身体障害*3**も補償します！

*2 ただし、アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害は補償の対象となりません。また、保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は2年となります。

*3 T4タイプのみ。免責期間は90日となります。

補償される金額（支払基礎所得額）・保険料（1口あたり） 団体割引:20%

【10口まで加入可能】

・てん補期間*4:65歳の誕生日まで
(60歳~64歳は3年間)

型		本人型	
性別		男性	女性
タイプ名		T3タイプ	T4タイプ
認知症・メンタル疾患補償特約(てん補期間 *4:2年)		セットあり	セットあり
天災危険補償特約		セットあり	セットあり
妊娠に伴う身体障害補償特約			セットあり
支払基礎所得額(月額)		5万円	5万円
保険料 (1口あたり・月払)	15歳~24歳	810円	600円
	25歳~29歳	910円	840円
	30歳~34歳	1,050円	1,140円
	35歳~39歳	1,300円	1,590円
	40歳~44歳	1,740円	2,150円
	45歳~49歳	2,360円	2,840円
	50歳~54歳	2,760円	3,110円
	55歳~59歳	2,870円	2,900円
60歳~64歳		2,370円	2,150円

※支払基礎所得額は、平均月間所得額*5の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。

※保険料は保険の対象となる方ご本人の年齢（団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。）や性別によって異なります。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢が満15歳以上満64歳以下の方に限ります。

*4 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。

*5 直前12か月における保険の対象となる方(被保険者)ご本人の所得*6の平均月額をいいます。

*6 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

がんの補償

本人型

「がん」は治る時代です。「がん」と徹底的に闘います！

がん補償の補償内容について

- 入院保険金は1日目から支払日数の制限なく補償します。
- 手術保険金は、何回でもお受取りになれます。

(手術の種類によっては回数の制限があったり、お支払いの対象とならない場合があります。)

【初期のがんでも】 ● 「上皮内新生物」も補償の対象になります。

- 「白血病」もがんに含まれますので、補償の対象になります。

【再発・転移しても】 ● がん診断保険金は、初めてがんと診断されたときはもちろん、継続前契約で既に診断確定されたがんが一旦治癒した後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも、それまでのお支払回数にかかわらずお支払いします。
※ 支払事由に該当した最終の診断確定日から、その日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。



『がんの補償』の補償内容4種類です。
各プランの補償内容をご確認下さい。

▶がん診断

がんと診断確定*7されたときに、保険金(一時金)をお支払いします。

*7 がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。
ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。



▶がん入院

がんで入院(日帰り入院も含む)をしたときに、保険金をお支払いします。



▶がん手術

がんで手術*8をしたときに、保険金をお支払いします。

*8 手術室に入ってから出るまで2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみ保険金をお支払いします。



▶がん通院 がん通院保険金の補償拡大特約セット

入院日数を問わず、入院(日帰り入院含む)前後の通院に対して通院保険金を支払います。
三大治療通院*9に該当する場合は入院要件無しで通院保険金をお支払いします。

*9 手術、放射線治療、抗がん剤治療のいずれかに該当する通院をいいます。



保険金額・保険料表

団体割引:20%、損害率による割引:10%

がんの補償:Aタイプ・Bタイプ・Cタイプの中から1口のみ加入可能

タイプ名		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
がん診断保険金額		200万円	100万円	100万円
がん入院保険金日額(1日あたり)		20,000円	10,000円	—
がん手術保険金額(手術の種類により)		20万円・40万円・80万円	10万円・20万円・40万円	—
がん通院保険金日額(1日あたり)		10,000円	5,000円	—
保険料(月払)	年 齢			
	5～9歳	260円	130円	110円
	10～14歳	380円	200円	170円
	15～19歳	300円	140円	120円
	20～24歳	230円	120円	60円
	25～29歳	470円	240円	130円
	30～34歳	950円	480円	220円
	35～39歳	1,470円	740円	320円
	40～44歳	2,210円	1,110円	470円
	45～49歳	3,220円	1,610円	650円
	50～54歳	4,500円	2,260円	1,060円
	55～59歳	6,800円	3,390円	1,650円

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の保険期間の始期日時時点の満年齢をいいます。)によって異なります。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢が満5歳以上満89歳以下の方に限ります。

本制度はスズキ(株)を契約者とした保険期間1年の団体契約です。医療補償やがん補償等で保険期間終身の保険をご希望の方は、取扱代理店株式会社スズキビジネスまでお問い合わせください。

病気・医療の補償 本人型

病気・医療の補償の補償内容について

- 入院保険金は1日目から補償します。
- 手術保険金は、何回でもお受取りになれます。※傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術やお支払回数に制限がある手術があります。
- 現在ご加入の契約(更新前契約)に特定疾病等不担保特約が適用されている場合で、更新にあたり健康状態告知書の回答がすべて『なし』となる場合は、特定疾病等不担保特約が削除(適用外)となります。再度健康状態告知書にご記入・ご署名のうえ加入依頼書をご提出ください。
ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。



『病気・医療の補償』の補償内容7種類です。
下記のマークで各プランの補償内容をご確認ください。

A → Aタイプ C → Cタイプ
B → Bタイプ D → Dタイプ

▶ 疾病入院 A B C D

病気で入院したときに1日目から保険金をお支払いします。
※1回の入院について180日を限度とします。

▶ 疾病手術 A B C D

病気で手術をしたときに、保険金をお支払いします。
※傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また時期を同じくして*12種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。
*1「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

▶ 傷害入院 A C D

ケガで入院したときに1日目から保険金をお支払いします。
※1回の入院について180日を限度とします。

▶ 傷害手術 A C D

ケガで手術をしたときに保険金をお支払いします。
※傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また時期を同じくして*22種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。
*2「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

▶ 放射線治療 A B C D

病気やケガで放射線治療を受けたときに保険金をお支払いします。
※血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。

▶ 総合先進医療 C D

病気やケガで先進医療*3を受けたときに、保険金をお支払いします。
*3 対象となる先進医療については、ホームページに記載の「補償の概要等」をご確認ください。

▶ 総合先進医療一時金 C D

総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けたときに、保険金(一時金)をお支払いします。

保険金額・保険料表 団体割引:20%、損害率による割引:10%

病気・医療の補償:Aタイプ・Bタイプ・Cタイプ・Dタイプの中から、A・Bは2口まで加入可能、C・Dは1口のみ加入可能

タイプ名	Aタイプ			Bタイプ			Cタイプ			Dタイプ		
疾病入院保険金日額(1日あたり)	5,000円			5,000円			5,000円			10,000円		
疾病手術保険金額	重大手術*4	200,000円		重大手術*4	200,000円		重大手術*4	200,000円		重大手術*4	400,000円	
	上記以外の手術	入院中	入院中以外	上記以外の手術	入院中	入院中以外	上記以外の手術	入院中	入院中以外	上記以外の手術	入院中	入院中以外
		50,000円	25,000円		50,000円	25,000円		50,000円	25,000円		100,000円	50,000円
傷害入院保険金日額(1日あたり)	5,000円			-			5,000円			10,000円		
傷害手術保険金額	重大手術*4	200,000円		重大手術*4	-		重大手術*4	200,000円		重大手術*4	400,000円	
	上記以外の手術	入院中	入院中以外	上記以外の手術	入院中	入院中以外	上記以外の手術	入院中	入院中以外	上記以外の手術	入院中	入院中以外
		50,000円	25,000円		-	-		50,000円	25,000円		100,000円	50,000円
放射線治療保険金額	50,000円			50,000円			50,000円			100,000円		
総合先進医療基本保険金額 (被保険者が負担した技術料)	-			-			300万円			600万円		
総合先進医療一時金	-			-			10万円			10万円		
1口当たり保険料(月払)	5~9歳	480円		290円			530円			1,040円		
	10~14歳	450円		260円			500円			980円		
	15~19歳	510円		320円			560円			1,090円		
	20~24歳	660円		470円			710円			1,380円		
	25~29歳	690円		500円			740円			1,440円		
	30~34歳	720円		530円			770円			1,500円		
	35~39歳	760円		570円			810円			1,590円		
	40~44歳	850円		660円			900円			1,770円		
	45~49歳	1,080円		890円			1,130円			2,230円		
	50~54歳	1,360円		1,170円			1,410円			2,790円		
	55~59歳	1,840円		1,650円			1,890円			3,750円		

*4対象となる重大手術については、ホームページに記載の「補償の概要等」をご確認ください。

※保険料は、保険の対象となる方の年齢(団体契約の保険期間の始期日時時点の満年齢をいいます。)によって異なります。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢が満5歳以上満89歳以下の方に限ります。

介護の補償 本人型

介護にかかる一時費用に備えます。



特徴

- ① 介護補償に単独でご加入いただけます。
- ② 団体の構成員(加入者)本人、配偶者、ご家族(含む、本人と配偶者の親)が加入することができます。
- ③ 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた場合に保険金(一時金)が支払われます。

被保険者(保険の対象となる方)

団体の構成員(加入者)本人、配偶者、そのご家族(含む、本人と配偶者の親)を対象とすることができます。
ただし、団体契約の始期日時時点の年齢が満40歳以上84歳以下の方とします。



公的介護保険制度とは

【公的介護保険制度の概要】

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

【公的介護保険制度の被保険者(加入者)と受給要件】

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下*5	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ● 要介護状態 (寝たきり、認知症等で介護が必要な状態) ● 要支援状態 (日常生活に支援が必要な状態)

*5 公的医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者である必要があります。

【公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分について】

公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分	状態像
非該当(自立)	歩行や起き上がりなどの日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用などの手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1 日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2 要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	1 要支援2の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2 要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3 要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4 要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5 要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。

保険金額・保険料表 団体割引:20%、損害率による割引:10%

介護の補償(公的介護保険連動型(要介護3)):K100・K200・K300タイプの中から1口のみ加入可能

タイプ名	K100	K200	K300
保険金額	100万円	200万円	300万円
保険料(月払)	40~44歳	30円	50円
	45~49歳	30円	60円
	50~54歳	40円	80円
	55~59歳	60円	120円
	60~64歳	130円	260円
	65~69歳	370円	740円
	70~74歳	820円	1,630円
	75~79歳	1,890円	3,780円
	80~84歳	3,600円	7,200円

※保険料は、保険の対象となる方の年齢(団体契約の保険期間の始期日時時点の満年齢をいいます。)によって異なります。

●保険の対象となる方(被保険者)本人*1としてご加入頂ける方

- ①スズキグループの在職者様
- ②上記①の配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟
- ③上記①と同居されているご親族(6親等以内の血族または3親等以内の姻族) ※傷害補償の家族型はご本人としてご加入いただけません。

※保険の対象となる方(被保険者)で本人*1について年齢(団体契約の始期日時点の年齢をいいます。)等の加入条件がある補償があります。

詳細は各補償のページをご確認ください。

※対象となるグループ会社については、【お問い合わせ先】までご連絡ください。

家族型の保険の対象となる方(被保険者)の範囲：

ご本人*1(被保険者)、ご本人*1の配偶者、ご本人*1またはその配偶者の同居のご親族、
ご本人*1またはその配偶者の別居の未婚のお子様

※保険の対象となる方の続柄は、傷害、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任(子どもプランを除く)、借家人賠償責任において、ご本人*1が未成年者または上記の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

●子どもプランについて

「保険の対象となる方(被保険者)ご本人*1」としてご加入できる方は、保険期間の終了時点で満23歳未満の方となります。

※同一被保険者本人について、子どもプランと他の傷害補償を合わせてご加入いただけません。

※育児費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書等の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。

原則として、扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり(保険の対象となる方が成年に達した場合を除きます。)、かつ、保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。

※子どもプランの家族型(個人賠償責任補償)は、「ご本人*1、ご本人*1の配偶者、ご本人*1もしくは親権者またはご本人*1の配偶者の同居のご親族、ご本人*1もしくは親権者またはご本人*1の配偶者の別居の未婚のお子様」が保険の対象となる方です。保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※子どもプランの個人賠償責任については、ご本人*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含まれます(代理監督義務者については、ご本人*1に関する事故に限ります。)

なお、ご本人*1以外の上記の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者(責任無能力者の配偶者または親族に限ります。)も保険の対象となる方に含まれます(責任無能力者に関する事故に限ります。)

「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説

(1)配偶者:婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り。婚姻とは異なります。)

①婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)

②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

(2)親族: 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)

(3)未婚: これまでに婚姻歴がないことをいいます。

●事故時の連絡先

東京海上日動安心110番
(事故受付センター)

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも
「東京海上日動安心110番」へ



0120-720-110

受付時間：24時間365日受付

お問い合わせ方法



① 契約希望書を「社内メール」・「郵送」・FAX (053-448-5417) にてご返送



② 団体総合生活保険専用メールにてお問い合わせ (af-mail@suzuki-business.co.jp)

【お問合せ先】

取扱代理店

株式会社スズキビジネス

保険事業部

営業第三課 団体総合生活保険担当

〒431-0201 浜松市西区篠原町21339 (しのはらプラザ3F)

TEL : 053-447-1718 FAX : 053-448-5417

URL <https://www.suzuki-business.co.jp> スズキビジネス



検索

「サービスのご案内」「補償の概要等」「重要事項説明書(契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明)」は、左記URLもしくは二次元コードにて弊社保険事業部ホームページを検索の上、ご確認をお願い致します。(重要事項説明書は、印刷・保管されることをおすすめいたします。)冊子をご希望の場合は、取扱代理店までご連絡ください。

各工場・保険相談コーナーでもお手続きいただけますので、お気軽にお立ち寄りください。

引受保険会社

(幹事)

東京海上日動火災保険株式会社

(担当課) 静岡自動車営業部 スズキ室

TEL : 053-454-8946

(非幹事)

損害保険ジャパン株式会社

この保険は、スズキ(株)を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。

保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてスズキ(株)が有します。

〈ご注意〉

現在ご加入の方につきましては、表紙記載の募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

この保険は東京海上日動火災保険株式会社が幹事とした共同保険契約です。引受保険会社および引受割合等については、『重要事項説明書』をご確認ください。
なお、医療補償、がん補償、介護補償については、東京海上日動単独のお引受けとなります。